

村田町告示第30号

村田町行財政改革懇談会設置要綱を次のように定める。

平成17年6月17日

村田町長

村田町行財政改革懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な自治体経営のあり方について、広く提言又は意見を求めるため、村田町行財政改革懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、村田町の行財政改革大綱の策定及びその推進について協議し、その結果を町長に提言する。

(設置期間)

第3条 懇談会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成18年3月31日までとする。

(組織)

第4条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者、公共的団体からの推薦等による者及び公募による者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する設置期間の末日までとする。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて町長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、総務課総合政策室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。